

宮城県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、宮城県小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目的

第2条 本連盟は、県内における小学生バレーボールチームを統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成につとめることを目的とする。

第3章 組織

第3条 本連盟は、次の5団体をもって組織する。

- 1 県北小学生バレーボール連盟
- 2 仙台市小学生バレーボール連盟
- 3 東部小学生バレーボール連盟
- 4 仙南小学生バレーボール連盟
- 5 黒川小学生バレーボール連盟

(2) 本連盟に、本部をおく。各構成団体に支部をおく。

第4章 事業

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 小学生バレーボール大会の開催。
- 2 小学生を対象とするバレーボール教室の開催。
- 3 小学生バレーボールに関する指導者の育成を図るための指導者講習会・研修会の実施
- 4 小学生バレーボールに関する競技規則の研究と普及。
- 5 小学生バレーボールに関する審判員の養成のための審判講習会・研修会の開催
- 6 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第5条 本連盟が主催・主管する競技大会に参加するチームは、JVA-MRS ならびに本連盟への加盟・登録を済ませていなければならない。

第5章 役員

第6条 本連盟には、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
顧問	若干名	参与	若干名
理事長	1名	副理事長	2名
常任理事	若干名	理事	若干名
監事	2名	会計	2名
事務長	1名（総務委員長兼務）		

(2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 第7条 役員の選任は、次の各号の定めるところによる。
- (1) 会長および副会長は、理事会で推挙する。
 - (2) 理事長・副理事長は、常任理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
 - (3) 顧問・参与は、常任理事会において推挙し、会長が委嘱する。
 - (4) 常任理事は、各団体の理事から選出されたもの、及び各委員会の委員長とし、会長が委嘱する。(事業運営の必要上、副委員長が加わることも可とする)
 - (5) 理事は、各団体から選出されたもので、会長が委嘱する。
 - (6) 監事は、理事会において選出し会長が委嘱する。
 - (7) 会計は、常任理事会において選出し、会長が委嘱する。

- 第8条 役員の任務は次の各号に定めるところによる。
- (1) 会長は本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代行する。
 - (3) 理事長は、会務を掌握し、理事会・常任理事会の決するところに従い会務を執行する。緊急事項については理事長が執行することができる。但しこの場合、次期理事会・常任理事会において承認を得ることを必要とする。
 - (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、その職務を代行する。
 - (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の決議にもとづき業務を執行する。
 - (6) 理事は、各団体を代表し、理事会を構成する。
 - (7) 監事は、会計を監査し、その結果を理事会に報告する。
 - (8) 事務長は、会長及び理事長の命を受け、連盟の事務ならびに庶務事項を統括処理する。
 - (9) 事務長は、総務委員長が兼務する。
 - (10) 会計は、本連盟の経費に関する事項をつかさどる。

第6章 会議

- 第9条 連盟の会議は、理事会・常任理事会とする。
- 第10条 理事会は、規約の変更、予算、決算の承認の他、本連盟の基本事項を決議する。
- (2) 理事会は、毎年1回会長が召集する。会長が認めた場合及び常任理事の1/3以上から会議の目的を示して請求があったときは、臨時に召集しなくてはならない。
 - (3) 理事会は、理事の1/3以上の出席によって成立し、議事は出席理事の過半数の賛成をもって定める。理事会の議長は、会長があたる
- 第11条 常任理事会は、常任理事の1/3以上の出席によって成立し理事長は出席常任理事の過半数の賛成をもって、理事会の委任事項及び緊急事項を決議・執行する。
- (2) 常任理事会は、必要に応じて会長が召集し、理事長が議長となる。

第7章 専門委員会

- 第12条 本連盟に下記の専門委員会をおく

1 総務委員会	2 競技委員会	3 審判委員会	4 指導普及委員会
---------	---------	---------	-----------

- (2) 委員会は、理事及び会長委嘱の委員をもって構成し、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を専門的に分担するとともに、調査研究・事業原案作成等をおこない、常任理事会の承認を得て処理・執行する。
- (3) 委員会の設置及び解散は、常任理事会の決議による。

- (4) 委員会には次の役職をおく。

委員長	1名	副委員長	若干名	委員	若干名
-----	----	------	-----	----	-----

- (5) 委員長は常任理事会で選出し、会長が任命する。

第8章 会 計

第13条 本連盟の経費は、登録費、参加費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第15条 予算は、毎会計年度の開始前に常任理事会で編成し、理事会で承認をえることとする。決算は会計年度終了後、監事の監査を経て理事会に報告し、その承認を得ることを必要とする。

第9章 補 則

第16条 規約運営について必要な細則は常任理事会において定めることができる。

第17条 規約改正は、理事会において承認を得ることを必要とする。

第18条 本連盟の本部は、理事長宅におく。

第10章 付 則

第19条 規約は昭和55年4月1日より施行する。

- (2) 規約は昭和61年7月1日より一部改正施行する。
- (3) 規約は平成元年4月1日より一部改正施行する。
- (4) 規約は平成4年4月1日より一部改正施行する。
- (5) 規約は平成5年4月1日より一部改正施行する。
- (6) 規約は平成9年4月1日より一部改正施行する。
- (7) 規約は平成11年4月1日より一部改正施行する。
- (8) 規約は平成13年4月1日より一部改正施行する。
- (9) 規約は平成15年4月1日より一部改正施行する。
- (10) 規約は平成21年4月1日より一部改正施行する。
- (11) 規約は平成25年4月1日より一部改正施行する。

宮城県小学生バレーボール連盟細則

第1章 総則

第1条 本連盟の規約に基づき、本連盟の運営に関する事項について運営細則を定める。

第2章 専門委員会

第2条 専門委員会は、主として次の活動を行う。(活動内容は別表を参照)

第3条 各委員会の副委員長は、各委員の五選により選出し、常任理事会で承認する。

第3章 加盟・登録

第4条 本連盟の加盟チームは、各団体(規約 第3章 第3条)に登録されたものでなければならない。

第5条 加盟手続きは、本連盟所定の書式により4月末日まで申請するものとする。

第6条 登録は、1人1チーム(団体)とする。

第7条 本連盟への登録は、各団体を經由して行うものとする。

第8条 登録料は常任理事会で決定する。

第4章 会計

第9条 予算の流用・補正は、常任理事会の承認を得て行う。

第5章 慶弔

第10条 本連盟役員・顧問・その他関係者が死亡した時には、弔意を表すこととする。
内容は、常任理事会で協議し決定する。

第11条 本連盟役員が、病気・非常災害に遭った時の見舞いは、常任理事会で協議し決定する。

第6章 表彰規定

第12条 本連盟では、以下に定める表彰を行う。

第1項 表彰の対象

- (1) 本連盟の運営・事業において顕著な功績のあった者(役員・指導者等)
- (2) 本連盟の事業において優秀な活動が見られた選手児童

第2項 表彰の基準

- (1) 役員・指導者等を対象とする基準
 - ・本連盟において5年以上の活動実績がある役員が退会する場合
 - ・上位団体等から受賞した役員・指導者について、常任理事会で協議し、表彰の必要を認めた場合
 - ・本連盟の事業に際して特に顕著な功績のあった指導者について常任理事会で協議し表彰の必要を認めた場合
- (2) 選手児童については別紙、優秀選手表彰案に基づく

第13条 他団体の表彰に関して推薦依頼を受けた場合についての規定

第1項 他団体の表彰に対する推薦依頼を受諾する範囲

- (1) 日本協会、日小連、東北協会、東北小連、県協会等上位団体よりの推薦依頼に基づき選出する場合、本連盟の責任において推薦する。
- (2) 本連盟の事業に関連する民間企業、民間団体等の表彰において推薦依頼があった場合会長の判断で推薦依頼を受諾し、常任理事会に報告の上、本連盟の責任において推薦する。
- (3) 各地区連盟、各チームに直接依頼のあった推薦については本連盟では関知しない。

第2項 選手児童の推薦基準

- (1) 本連盟の事業において優秀な成績を収めていること
例：県小連主催の決勝大会でベスト4以上、または同等の成績
- (2) 本連盟の事業において積極的な参加態度が見られること
例：競技力向上練習会、バレー教室等に参加し意欲的に技術向上を目指す態度が見られること。
- (3) 所属チームの在籍年数が1年以上であること。
*：所属チームの廃止等やむを得ない理由による移籍の場合を除く

第3項 推薦対象となる優秀選手選考方法

- (1) 推薦する選手児童の選出は指導普及委員長、審判委員長を中心として選出し、常任理事会で了承を得て決定する。
- (2) 選出の参考とする事業は、全日本小学生大会県予選、全国大会、県選手権・県新人の決勝大会、東北選手権大会、競技力向上練習会、バレーボール教室、TG杯等とする。

第7章 倫理規定

第14条 本連盟に加盟するチーム・役員は、日本バレーボール協会の示す倫理規定を遵守しなければならない。

- (2) 倫理規定に反する行為等が報告された場合、本連盟常任理事会が倫理委員会の役目を担い、当該案件の対応について協議する。必要と認定された場合、処分もあり得る。
- (3) 倫理規定に記載の無い事案でも社会常識に照らして問題のある行為と認められる場合、上記の対応に準ずる。
- (4) 倫理規定違反と認定した場合、相応の処分を行い、日本小学生バレーボール連盟並びに東北小学生バレーボール連盟にその顛末を報告する。
- (5) 他の都道府県で出された処分は、宮城県内でその効力を共有する。

第8章 改正

第14条 この細則の改廃は、常任理事会の出席者の過半数の賛成を必要とする。但し改正の結果については、理事会で承認を得るものとする。

第15条 この細則は、平成元年4月1日より施行する。

- (2) この細則は平成11年4月3日より施行する。
- (3) この細則は平成13年4月1日より施行する。
- (4) この細則は平成18年4月1日より施行する。
- (5) この細則は平成20年4月1日より施行する。
- (6) この細則は平成25年4月1日より施行する。